

## 篠栗町開発行為等指導要綱

篠栗町開発行為に関する指導要綱（昭和55年要綱第1号）の全部を改正する。

### 目次

- 第1章 総則（第1条－第10条）
- 第2章 環境保全（第11条－第18条）
- 第3章 公共・公益施設（第19条－第28条）
- 第4章 一般事項（第29条－第33条）
- 第5章 補則（第34条－第36条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この要綱は、篠栗町（以下「町」という。）における開発行為等について、事業者の積極的な協力を求めるとともに、適切な指導と規制を行うことにより、無秩序な開発を防止し、良好な住環境の創造と自然環境の調和を図るとともに、健全な発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に定める行為をいう。
- (2) 建築行為 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に定める行為をいう。
- (3) 開発行為等 前2号に掲げる行為をいう。
- (4) 事業者 開発行為等を施行する者をいう。
- (5) 開発区域 開発行為をする土地の区域及び建築行為をする敷地（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地をいう。）をいう。
- (6) 公共・公益施設 道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、水路、消防の用に供する貯水施設、上水道、学校、幼稚園、保育所、

公民館、ごみ集積施設、駐車場及び駐輪場等をいう。

- (7) ワンルーム形式集合建築物 主たる居室数が1である住戸で、専用床面積が25平方メートル以下のものを複数有する建築物をいう。
- (8) 事業所等 事務所、店舗及び工場等住宅以外の用に供する建築物をいう。
- (9) 集合住宅 共同住宅、長屋、寄宿舎及びワンルーム形式集合建築物等をいう。ただし、事業所等の用途を併用するものを含む。
- (10) 中高層建築物 地盤面からの高さが10メートルを超える建築物又は階数が3以上の建築物をいう。
- (11) 行政区長等関係者 開発区域が存する行政区長、周辺の住民及び利害関係者等をいう。
- (12) 脱炭素政策 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を削減し、将来的に排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）を目指すための社会全体の取組全般をいう。

（適用の範囲）

第3条 この要綱の適用範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 都市計画法第29条に規定する許可を必要とする開発行為
- (2) 前号に掲げるもの以外で以下に掲げる開発行為等
  - ア 戸建住宅の分譲（2区画以上）を目的とするもの
  - イ 貸家の用に供する戸建住宅（2戸以上）の建築行為を目的とするもの
  - ウ 集合住宅の建築行為を目的とするもの
  - エ 事業所等の用に供する建築物の建築行為を目的とするもの
- (3) 駐車場又は資材置場等の造成でその面積が1000平方メートル以上のもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、この要綱の適用を除外する。

- (1) 公共・公益施設に譲渡した買換資産として、貸家又は集合住宅を建築するもの。ただし、戸数は、5以下とする。
- (2) 建替え等を行わないもの。ただし、用途の変更は除く。

(3) 町長が特にやむを得ないと認めるもの

(開発行為等の施行)

第4条 事業者は、前条第1項各号に掲げる開発行為等をするときは、関係法令に定めるもののほか、この要綱に定める事項に従い、施行しなければならない。

(事前協議)

第5条 事業者は、関係法令で定められた申請又は届出を行う前に、あらかじめ町長に事前協議書(様式第1号)に必要な図面を付して提出し、この要綱に基づく公共・公益施設の整備計画、費用負担、維持管理等について協議をし、同意を得るものとする。開発行為等の計画変更の場合も、同様とする。

(協定書の締結及び工事の着手)

第6条 町長は、事前協議の結果を事前協議回答書(様式第2号)により、事業者に通知するものとする。

2 町長と事業者は、事前協議の結果、合意に達した事項について、開発同意に関する協定書(様式第3号)を締結するものとする。

3 事業者は、前項の規定により協定を締結した後、当該開発行為等に着手するものとする。

4 事業者は、第3条第1項第2号及び第3号に掲げる開発行為等の工事に着手するときは、工事着手届(様式第4号)を町長に提出するものとする。ただし、当該開発行為等における切土又は盛土の高さが30センチメートル以下のものについては、この限りでない。

(開発行為等の取下げ)

第7条 事業者は、事前協議中又は開発行為等の工事中に、事業計画を中止したときは、遅滞なく開発行為等取下届(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(協議事項の承継)

第8条 開発行為等を承継した者は、協定書で締結した事項について確実に引き継ぎ、速やかに開発行為等承継届(様式第6号)を町長へ提出するものとする。

(関係者との協議、紛争及び補償等)

第9条 事業者は、開発行為等を行うときは、周辺の環境に十分配慮するため、事前協議の前に開発区域の行政区長等関係者への説明を十分に行い、協議を整えるよう努めるものとする。

2 開発行為等に起因する紛争については、事業者の責任において解決するものとする。

3 開発行為等に起因する損害については、事業者の責任において補償し、又は原状回復に当たるものとする。

(工事の完了及び検査)

第10条 事業者は、第3条第1項第2号及び第3号に掲げる開発行為等の工事が完了したときは、工事完了届出書(様式第7号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の工事完了届出書が提出されたときは、当該工事がこの要綱の内容に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果について、工事完了検査済通知書(様式第8号)により事業者へ通知し、もって、工事完了を承認するものとする。

3 町長は、当該工事がこの要綱の内容に適合していない場合は、事業者に対し改善を指示することができる。

4 事業者は、前項の規定により改善の指示を受けた場合は、その改善に当たらなければならない。

## 第2章 環境保全

(公害の防止)

第11条 事業者は、開発行為等を行うときは、開発区域及び周辺地域の生活環境が損なわれることがないようにするため及び公害の発生を未然に防止するため、関係法令及び関係条例に定める環境基準を遵守しなければならない。

(排水)

第12条 事業者は、開発区域から放流する下水(雨水、汚水及び雑排水をいう。)を排水するための必要な施設について、開発区域の規模、事業内容及び計画人口並びに周辺地形の状況及び集水区域等を勘案の上、設置し、又は改修しなければならない。

2 事業者は、前項の場合において、開発区域内の排水を施行区域外

にある排水施設等へ有効かつ適切に接続し、処理できるようにしなければならない。

- 3 事業者は、排水施設等の設置又は改修を行う場合は、河川管理者又は水路管理者の同意を得て行うものとする。
- 4 事業者は、開発行為等に起因して、開発区域外の排水施設等が周辺地域に被害を及ぼすおそれのある場合は、町長の指示に従い、事業者の負担で当該排水施設等を改修するものとする。ただし、改修範囲については、町長と協議するものとする。
- 5 事業者は、事業所等の用に供する建築物の建築行為を目的とする開発行為等において、当該事業所等から排出される汚水（工場排水等をいう。）については、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和48年福岡県条例第8号）及び福岡県小規模事業場排水水質改善指導要領に基づき、事業者の負担において、当該敷地内に汚水処理施設を設置し、適切に処理するものとする。
- 6 事業者は、前項の場合において、油類等が当該敷地外に排出するおそれがあるときは、事業者の負担において、当該敷地内に同項の施設とは別に油水分離施設を設置し、油類等が流出することがないようにするものとする。

（日照の確保）

- 第13条 事業者は、中高層建築物の建築を目的とする開発行為等を行う場合は、日照の影響について町長と協議するとともに、行政区長等関係者に対し事業計画等の説明を行い、同意を得るよう努めるものとする。

（電波障害の排除）

- 第14条 事業者は、中高層建築物の建築を目的とする開発行為等を行う場合は、開発区域の周辺住民が受けるテレビ電波障害をあらかじめ調査し、当該テレビ電波障害を排除するため、電波管理者等と協議し、必要な施設を事業者の負担において設置するものとする。

（文化財の保護）

- 第15条 事業者は、開発区域内に文化財が存在する可能性があるとして

教育長が認める場合は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定による手続のほか、町教育委員会と協議し、その指示に従わなければならない。

2 事業者は、開発行為等の工事中に埋蔵文化財等を発見したときは、直ちに工事を中止し、現状を変更することなく、速やかに町教育委員会に報告し、これらの処置等について協議し、必要な措置を講じなければならない。

3 前項の処置等に係る費用等は、事業者の負担とする。

（雑草の対策）

第16条 事業者は、開発行為等により新たに設置し、又は改修する公共・公益施設並びにその附帯施設及び法面等について、雑草の繁茂を抑制し、良好な景観及び機能の維持並びに維持管理負担の軽減を図るため、必要な工事を行うものとする。

2 前項の工事は、防草シート敷設、被覆材施工、舗装、植栽その他町長が適当と認める方法により行うものとし、施工内容については、事前に町長と協議するものとする。

3 前項の工事に係る費用等は、事業者の負担とする。

（屋外広告物）

第17条 事業者は、屋外広告物を掲出するときは、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）、福岡県屋外広告物条例（平成14年福岡県条例第35号）その他関係法令に基づき、必要に応じて許可等を受けるものとする。

（脱炭素政策の実現）

第18条 事業者は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく篠栗町地球温暖化対策実行計画を考慮し、主管部署と事前に協議を行い、可能な限り町の脱炭素政策に貢献する施策を行うものとする。

2 事業者は、開発区域内において建築される建築物に対し、再生可能エネルギー設備の積極的な導入に取り組み、又は建築行為者に当該設備の導入を求めるよう努めるものとする。

第3章 公共・公益施設

(道路)

第19条 事業者は、開発区域内に都市計画道路又は新設若しくは改良予定の道路がある場合は、その計画に適合させ、開発区域外の道路と有効に接続し、その機能が発揮されるようにするものとする。

2 事業者は、道路の築造について、次に定めるところによるものとする。

(1) 開発区域内の道路及び開発区域外の道路と接続する道路の幅員構造等については、都市計画法及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）並びに福岡県が発行する都市計画法に基づく開発行為等の審査基準に基づくこと。

(2) 開発区域内の道路及び開発区域外の道路と接続する道路の路面排水施設は、次に定めるところによること。

ア 道路の両側に、有蓋の縦断用側溝（内径300ミリメートル×300ミリメートル以上）を敷設し、流末施設に接続させること。

イ 側溝蓋は、車道用を使用し、側溝延長10メートルにつき1箇所の割合で、レジン蓋又はグレーチング蓋を設置すること。

ウ 道路交差部は、原則として横断暗渠（内径300ミリメートル×300ミリメートル以上）を敷設すること。ただし、町長がやむを得ないと認めるときは、横断用側溝（内径300ミリメートル×300ミリメートル以上）を敷設してもよい。

エ 縦断用側溝と横断暗渠又は横断用側溝が接続する箇所には、集水枿（500ミリメートル×500ミリメートル×600ミリメートル以上）を設置すること。

(3) 新設する道路の路面には、原則として新たに電柱等交通の障害となる施設を設けないこと。

(4) 開発行為等により、道路が崖、池沼、河川若しくは水路等に隣接している箇所又は屈曲部分で危険と判断される箇所に、崩壊防止施設及び交通安全の確保に必要な防護柵、転落防止柵、視線誘導標、道路照明灯及び路面標示等を設置すること。なお、規格、構造及び設置位置等について、事前に道路管理者と協議すること。

- (5) 開発行為等により、開発区域内の道路又は既設道路が行き止まり又は幅員減少等となる場合は、注意看板の設置又は路面標示等の注意喚起を行うこと。なお、規格、構造及び設置位置等について、事前に道路管理者と協議すること。
- (6) 道路の交差部、屈折部又は屈曲部及び道路管理者が必要と判断する箇所に、道路反射鏡を設置し、又は移設すること。ただし、規格、構造及び設置位置等については、事前に道路管理者と十分に協議することとし、公共用地外から道路に進入する場合の道路反射鏡は、事業者において設置の必要性を検討し、必要と判断する場合は、事業者の負担により、原則として公共用地外に設置すること。
- (7) 開発区域の面積が10ヘクタールを超える場合は、歩行者専用道路を設けるよう努めること。また、歩行者専用道路で、通行の安全上支障がないと認められるものであって、階段道路とするときは、階段の両側に手すり等の安全施設を設けること。
- (8) 道路照明灯や防犯灯を設置する場合は、町の脱炭素政策を考慮し、太陽光設備等の再生可能エネルギーによる電力供給を受けるよう努めること。なお、詳細について、主管部署と協議すること。

3 前項に定めるもののほか、道路の技術的基準について、道路構造令（昭和45年政令第320号）、篠栗町町道の構造の技術的基準を定める条例（平成25年条例第1号）並びに福岡県が発行する都市計画法に基づく開発行為等の審査基準及び道路位置指定の手引き等に準拠し、事業者は、事前に道路管理者と協議するものとする。

（公園、緑地及び広場）

第20条 事業者は、都市計画法等の規定に基づき公園、緑地又は広場（以下「公園等」という。）を設置する場合は、福岡県が発行する都市計画法に基づく開発行為等の設置基準を準用するほか、次に掲げる規定を遵守するものとする。

- (1) 公園等の用地は、原則として整形地とし、最低でも100平方メートル以上の面積を確保すること。
- (2) 開発区域の面積が、3,000平方メートル以上15,000

平方メートル未満で、戸建住宅の分譲を目的とする開発行為等においては、計画戸数1戸当たり12平方メートル以上公園等の用地面積を確保すること。

(3) 開発区域の面積が、15,000平方メートル以上で、戸建住宅の分譲を目的とする開発行為等においては、計画戸数1戸当たり20平方メートル以上公園等の用地面積を確保すること。

2 事業者は、公園等内の遊戯施設、植栽及び防護施設等の設置について、主管部署と別途協議を行うものとする。

(消防施設)

第21条 事業者は、消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号)に基づき、消防に必要な水利施設について、粕屋南部消防組合及び町長と協議の上、事業者の負担において設置するものとする。

(下水道)

第22条 事業者は、公共下水道事業計画区域内において開発行為等を行う場合は、開発区域内からの下水(汚水及び雑排水をいう。)は、町の公共下水道に接続し、排出しなければならない。この場合において、当該下水の排除方式は、分流式とする。

2 事業者は、下水道法(昭和33年法律第79号)、篠栗町下水道条例(平成6年条例第19号)及び篠栗町下水道法施行条例(平成24年条例第15号)並びに関係法令等に掲げる事項を遵守し、主管部署と協議の上、必要な下水道施設を設置するものとする。

(浄化槽)

第23条 事業者は、公共下水道事業計画区域外において開発行為等を行う場合において、開発区域内に雑排水処理施設及びし尿処理施設を設置しようとするときは、篠栗町浄化槽設置指導要綱(平成14年要綱第5号)を遵守するものとする。この場合において、開発区域が公共下水道事業計画区域にあり、やむを得ない事情で浄化槽を設置しようとするときは、同要綱第2条第2項の規定を準用する。

2 事業者は、公共下水道事業計画区域外において戸建住宅の分譲を目的とする開発行為等を行う場合は、合併処理浄化槽施設を事業者の負担において設置するものとする。

3 前項の場合において、合併処理浄化槽施設の維持管理は、事業者又は利用者が行うものとする。ただし、管理規約等で管理者の定めがあるときは、この限りでない。

4 事業者は、合併処理浄化槽処理水及び家庭用雑排水の放流について、事前に水利関係者と協議しなければならない。

5 事業者は、処理水等の放流に起因して第三者との紛争が生じた場合は、利用者とともにそれを解決しなければならない。

(雨水流出抑制施設)

第24条 事業者は、保水及び遊水機能の減少等を考慮して、適切な保水及び遊水機能の確保と降雨による開発区域からの雨水流出を抑制し、河川及び水路への更なる負担を軽減させ、水害の防止を図るため、必要となる施設（以下「雨水流出抑制施設」という。）を事業者の負担において、開発区域内に設置するものとする。

2 前項の場合において、事業者は、雨水の流出量について、福岡県が発行する都市計画法に基づく開発行為等の審査基準に基づき算出し、雨水流出抑制施設の設置を検討するものとする。

(上水道)

第25条 事業者は、町の給水区域内において給水を受ける場合は、町長と協議し、承認を得なければならない。

2 前項の場合において、既設の配水管での給水能力に不足を来すと思われるとき又は既設の配水管から開発区域まで配水管を敷設する必要があるときは、事業者の負担でこれを施工するものとする。

3 事業者は、水道法（昭和32年法律第177号）、篠栗町水道事業給水条例（平成2年条例第24号）及び篠栗町水道法施行条例（平成24年条例第16号）並びに関係法令等を遵守し、主管部署と協議の上、必要な給水装置等を設置するものとする。

(公民館)

第26条 事業者は、戸建住宅の分譲を目的とする開発行為等において、町長等との協議により、新たな行政区の設置が必要と判断された場合は、篠栗町公民館設置及び管理に関する条例（平成4年条例第23号）第2条第3項に規定する分館（区公民館をいう。）の用地

を整備するものとする。

(ごみ集積用地及び施設並びにごみ収集)

第27条 事業者は、ごみ収集作業の円滑化を図るため、町長が必要と認める場合は、開発区域内において、衛生上及び交通上支障がない適当な場所に、ごみ集積用地を確保するものとする。

2 事業者は、集合住宅の建築を目的とする開発行為等を行う場合は、別に定める基準に基づき、当該施設の敷地内にごみ集積施設を設置しなければならない。

3 前項の場合において、ごみ集積施設の維持管理は、事業者又は施設利用者が行うものとする。ただし、集合住宅の管理規約等で管理者の定めがあるときは、この限りでない。

4 事業者は、開発区域内にごみの収集経路がない場合は、収集場所及び収集方法等について、ごみ収集業者と協議しなければならない。

5 事業者は、入居者に対し、ごみ収集の日時、場所及び収集方法等を周知しなければならない。

6 事業者は、事業所等から出る事業系一般廃棄物の処理について、必要に応じて、ごみ収集業者と協議するものとする。

(駐車場及び駐輪場)

第28条 事業者は、集合住宅の建築を目的とする開発行為等を行う場合は、その開発区域内において、計画戸数の100パーセント以上の自動車台数を収容できる駐車場を整備しなければならない。ただし、ワンルーム形式集合建築物の建築を目的とする開発行為等を行う場合は、その開発区域内において、計画戸数の70パーセント以上の自動車台数を収容できる駐車場を整備すれば足りるものとする。

2 事業者は、開発区域の用途地域が都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域及び近隣商業地域であるときは、前項に規定する台数の70パーセント以上の自動車台数を収容できる駐車場を開発区域内に整備し、不足分を開発区域外に確保することができる。この場合において、事業者は、駐車場設置に関する誓約書(様式第9号)に図面等を付して町長に提出しなければならない。

- 3 事業者は、事業所等の用に供する建築物の建築行為を目的とする開発行為等を行う場合は、開発区域の面積や事業内容等を勘案し、その開発区域内において、適切な自動車台数分の駐車場を整備しなければならない。
- 4 前3項に掲げるもののほか、事業者は、開発区域内において、必要に応じて自転車、原動機付き自転車及び自動二輪車を駐輪するための駐輪場を整備するものとする。

#### 第4章 一般事項

##### (技術的基準)

第29条 開発行為等の技術的基準は、都市計画法及び福岡県が発行する都市計画法に基づく開発行為等の審査基準を適用する。

- 2 開発行為等に伴い必要となる土木構造物(町に帰属し、寄附され、又は移管するものに限る。)の構造基準は、福岡県が発行する土木構造物標準設計又は国土交通省制定土木構造物標準設計を標準とする。

##### (区画の規模)

第30条 戸建住宅の分譲を目的とする開発行為等において、1区画当たりの面積は、原則として、165平方メートル以上とする。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

- (1) 事業者が住環境整備等を行うことで、町の公共の福祉の増進に寄与すると町長が認めた場合。ただし、事業者は、町長と覚書(様式第10号)を締結し、整備等を遂行しなければならない。

- (2) 町長が特にやむを得ないと認めた場合

- 2 前項の規定にかかわらず、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域内の開発行為等においては、その定めによるものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、篠栗町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成30年条例第2号)に規定する地区計画内の開発行為等においては、その定めによるものとする。

##### (公共・公益施設の移管、用地の帰属等)

第31条 事業者は、開発行為等により新たに設置された公共・公益

施設の維持管理及び用地の帰属等について、公共施設に関する協議書（様式第11号）により町長と協議しなければならない。

2 町への公共・公益施設の引継ぎは、原則として、工事完了公告の日の翌日又は工事完了承認日の翌日とし、公共・公益施設の引継ぎが完了するまで、当該施設の管理は、事業者が行うものとする。

3 前項に係る用地の所有権移転登記は、嘱託登記とし、町は、嘱託書の調製を行い、事業者は、登記に必要な書類の作成事務等を行うものとする。なお、事業者は、移転登記前に、当該用地の所有権以外の権利を抹消しなければならない。

（公共・公益施設の維持管理）

第32条 前条第1項の規定による協議において、事業者が公共・公益施設を維持管理することとなったときは、町長は、事業者と当該公共・公益施設の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の場合において、事業者は、当該公共・公益施設の維持管理を民間管理会社又は自治会等へ委託するときは、維持管理の責任を明らかにするとともに、証となる書類の写しを町長に提出するものとする。

3 前2項の場合において、事業者は、当該公共・公営施設及びその周辺についても、雑草の繁茂を防止するため必要な対策を講じ、当該施設の機能及び景観を適切に維持するよう努めるものとする。

（公共・公益施設の<sup>かし</sup>瑕疵担保責任）

第33条 事業者は、町に公共・公益施設を引き継いだ後であっても、原則として、2年の間に、事業者の責任に起因する公共・公益施設の損傷等が認められた場合は、事業者の責任において補修するものとする。

## 第5章 補則

（立入検査）

第34条 町長は、開発行為等の施行に際して町職員等を開発区域内の土地に立ち入らせ、工事の状況を調査させることができる。

（勧告等）

第35条 町長は、事業者に対しこの要綱に基づき報告若しくは資料

の提出を求め、又は勧告することができる。

(その他)

第36条 この要綱により難しいもの又は定めのないものについては、その都度町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の篠栗町開発行為等指導要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新要綱第5条に規定する事前協議書を提出した開発行為等に適用し、施行日前に改正前の篠栗町開発行為に関する指導要綱の規定により事前協議書が提出された場合については、なお従前の例による。

# 事前協議書

年 月 日

篠栗町長 様

事業者

住所

氏名

電話番号

篠栗町開発行為等指導要綱第5条の規定に基づき、必要図面を添えて協議書を提出します。

## 記

1	開発行為等の位置	篠栗町					
2	開発行為等の面積	m <sup>2</sup>					
3	予定建築物等	用途			面積	建築	m <sup>2</sup>
		構造		造		延床	m <sup>2</sup>
		計画戸数		戸	計画人口		人
4	用途地域	市街化区域（ 地域）・市街化調整区域・準都市計画区域・都市計画区域外					
5	設計者	住所					
		氏名					
		電話					
6	担当者氏名				連絡先		
7	着工予定年月日	年 月 日					
8	添付書類						
	(1)位置図					(9)雨水排水計画図（経路・集水桝位置・接続断面図等）	
	(2)公図					(10)土地全部事項証明書	
	(3)現況図					(11)権利者の同意書又は売買契約書の写し	
	(4)計画平面図					(12)放流先水利権者の同意書の写し（浄化槽）	
	(5)縦横断面図（現況・計画）					(13)新たに設置される公共施設一覧表	
	(6)工作物詳細図					(14)埋蔵文化財事前審査願に対する回答の写し	
	(7)給水計画図（経路・給水メーターの位置等）					(15)その他必要な図書	
	(8)汚水排水計画図（経路・公共桝位置等）						
		※図面には縮尺を明記のこと					

篠栗第 号  
年 月 日

## 事前協議回答書

様

篠栗町長



篠栗町開発行為等指導要綱第5条の規定に基づき 年 月 日付けで申請がありました事前協議について、下記指摘事項に留意の上、都市計画法、建築基準法及び篠栗町開発行為等指導要綱に基づく所定の手続をされるよう回答いたします。

### 記

開発行為等の位置

予定建築物の概要

課 名	協 議 内 容

# 開発同意に関する協定書

年 月 日

篠栗町長

印

住所

事業者

氏名

印

篠栗町と事業者 との間に、事業者が下記土地において施行する開発行為等について協議した結果、篠栗町が下記条件を付して開発事業を施行することについて双方同意することを確認する。

その証として本書を2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

## 記

- 1 開発行為等の位置
- 2 開発行為等の面積
- 3 予定建築物の概要
- 4 確認事項
- 5 その他

# 工 事 着 手 届

年 月 日

篠栗町長 様

住所  
事業者  
氏名

開発行為等に関する工事に着手したので、篠栗町開発行為等指導要綱第6条第4項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

## 記

開発行為等の位置	篠栗町		
工事着手年月日	年	月	日
工事完了予定年月日	年	月	日
工事施行者	住 所		
	氏 名	電 話	
	建設業許可番号	年	月 日 第 号
工事管理者	住 所		
	氏 名	電 話	
	資 格 免 許 等		
主任技術者	住 所		
	氏 名	電 話	
	資 格 免 許 等		
※町受付処理欄			

# 開発行為等取下届

年 月 日

篠栗町長 様

住所  
事業者  
氏名

篠栗町開発行為等指導要綱第7条の規定に基づき、開発行為等の取下げを下記のとおり届け出ます。

## 記

開発行為等の位置	篠栗町
開発行為等の面積	m <sup>2</sup>
中止した日	年 月 日
中止に至った理由	
中止後の対応について	
※町受付処理欄	

# 開 発 行 為 等 承 継 届

年 月 日

篠 栗 町 長 様

住所  
承継者  
氏名

下記の開発行為を承継しましたので、篠栗町開発行為等指導要綱第8条の規定に基づき、届け出ます。また、協定書の内容を引き継ぎ、これを遵守することを申し添えます。

## 記

被 承 継 者	(住所) (氏名)
開 発 行 為 等 の 位 置	篠栗町
開 発 行 為 等 の 面 積	m <sup>2</sup>
承 継 し た 日	年 月 日
承 継 の 理 由	
※町受付処理欄	

# 工事完了届出書

年 月 日

篠栗町長 様

住所  
事業者  
氏名

開発行為等に関する工事が完了したので、篠栗町開発行為等指導要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

## 記

開発行為等の位置	篠栗町
工事着手年月日	年 月 日
工事完了年月日	年 月 日

工事完了届出書に添付する図書	
1 工事工程写真	6 位置図
2 竣工写真	7 完成図
3 土地の登記関係一覧表	8 公図
4 公共施設に関する協議書の写し	9 確定測量図（公共施設のみ）
5 公共施設の登記嘱託書案	10 その他町長が必要と認める図書

受 付

篠栗第 号  
年 月 日

## 工事完了検査済通知書

様

篠栗町長



年 月 日付で工事完了の届出がありました下記の開発行為等について、  
検査を実施した結果、篠栗町開発行為等指導要綱の内容に適合していることを証明します。

### 記

開発行為等の位置	篠栗町
開発行為等の面積	m <sup>2</sup>
工事完了年月日	年 月 日
検査年月日	年 月 日
検査職員氏名	

## 駐車場設置に関する誓約書

篠栗町長 様

下記土地において施行する開発行為等について、当該敷地内に設置する駐車場台数が、篠栗町開発行為等指導要綱で規定する台数 台分（計画戸数の100%）のうち 台分（計画戸数の %）しか確保できません。

残りの台数 台分については、下記の場所において確保し、及び使用し、その解消を図ることを誓約いたします。

### 記

開発行為等の位置 篠栗町  
予定建築物の概要  
区域外の駐車場の位置 篠栗町  
(添付資料のとおり)

年 月 日

住所  
事業者  
氏名 ⑩

※開発区域外で確保した駐車場の位置図等を添付してください。

## 覚書

（以下「事業者」という。）と篠栗町（以下「町」という。）は、篠栗町開発行為等指導要綱（以下「要綱」という。）に係る事前協議を行うに当たり、下記の事項を確認したので、覚書として記録を残し、締結するものである。

### 記

- 1 開発行為等の位置である篠栗町（以下「本件土地」という。）における事前協議において、要綱第30条第1項本文に定める区画の規模を下回ること。
- 2 事業者は、要綱第30条第1項本文に定める区画の規模を下回るが、町が示す次の住環境整備等を行うことを条件に、本件土地を開発すること。
- 3 事業者は、前項に掲げる施行時期や舗装方法等について、別途町と協議すること。
- 4 第2項に関する費用等については、事業者が負担すること。

その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

（事業者）

印

（町）福岡県糟屋郡篠栗町中央一丁目1番1号  
糟屋郡篠栗町  
篠栗町長

印

## 公共施設に関する協議書

篠栗町開発行為等指導要綱に基づき、下記事業者の事業に係る開発行為等により新たに設置される公共・公益施設の維持管理及び用地の帰属等について、その公共施設の管理者及び用地の帰属者になるようとする篠栗町と事業者との間に協議が整ったことを確認する。

年 月 日

施行場所

公共施設の

管理者名

印

事業者

住所

氏名

印

### 1 協議事項

公共施設の 種類	平面図番号	概 要			管理者	用地の帰属	摘要
		幅寸法	延長	面積			

### 2 関係文書及び図面別途のとおり

- ① 土地の登記事項証明書 ② 公図 ③ 平面図 ④ 地積図

注 1 一つの公共施設用地が二者以上の者に帰属することとなる場合は、同一番号に孫番を設け分離し、図面に明示してください。

注 2 公園、広場、緑地及び消防の用に供する貯水施設については、面積のみを記載してください。また、用地の帰属に関係のない、上・下水道管渠については、寸法及び延長のみを記載してください。